

破産手続開始決定のお知らせ

債権者各位

破産者 トラステール株式会社
破産管財人 弁護士 前田 修志

トラステール株式会社（以下「破産会社」といいます。）は、令和5年10月3日午後5時、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け、当職が破産管財人に選任されました（事件番号 令和5年（フ）第3391号）。

今後は、裁判所の監督の下、破産管財人において破産会社の資産を調査し、換価・回収可能な資産がございましたら、これらの換価・回収業務を行うとともに、負債の調査を行います。その結果については債権者集会にて報告をさせていただく予定ですが、債権者集会への出席は義務ではありませんし、破産手続上、債権者集会にご出席されなくても不利に扱われることはありません。

本破産手続においては、破産手続開始通知書に記載されたとおり、現時点では、破産者の財産をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがある（配当の目途が立っていない）ため、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間または期日は当面定められないこととなりました。

今後、破産者の資産調査・換価等の結果、債権者の皆様に対する配当の目途が立った場合には、後日、皆様に破産債権届出書をお送りしますので、破産債権の届出をお願いいたします。

本件は債権者数が多く、個別のお問い合わせに対応することが困難な状況にあります。つきましては、破産手続の進行等に関するお問い合わせは、下記破産管財人室（コールセンター）にご連絡下さいますようお願いいたします。破産管財人において、お問い合わせを取りまとめて、下記破産管財人ホームページの「よくあるお問い合わせ」コーナーを更新することにより回答とさせていただきますので、何卒ご了承下さい。他の連絡先にご連絡いただいても対応いたしかねること、また、限られた人員・回線で対応させていただいておりお電話がつながりにくい場合があることをご理解いただくようお願いいたします。破産手続に関するよくあるご質問は、破産管財人ホームページの「よくあるお問合せ」に掲載しておりますので、事前にご覧いただいた上で、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

債権者の皆さまには、大変なご迷惑をおかけしますが、本件の諸事情をご

理解いただき、破産手続へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【破産管財人ホームページ】

<https://trustail-kanzai.jp/>

スマートフォンの方は、右記二次元バーコードもご活用ください。



【破産管財人室（コールセンター）電話番号】

050-5050-0395

月～金（土日祝除く） 10:00～17:00